

J 3 クラブライセンス交付規則三段表

① 現行	② 改定案	③ 内容
第1条〔趣旨〕 <p>本交付規則は、J 3の参加資格であるJ 3クラブライセンス（以下「J 3ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。</p>	第1条〔趣旨〕 <p>本交付規則は、J 3の参加資格であるJ 3クラブライセンス（以下「J 3ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。</p>	
第2条〔審査の基準〕 <p>J 3ライセンスの審査は、以下の5つの基準について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競技基準（第7条） ② 施設基準（第8条） ③ 人事体制・組織運営基準（第9条） ④ 法務基準（第10条） ⑤ 財務基準（第11条） 	第2条〔審査の基準〕 <p>J 3ライセンスの審査は、以下の5つの基準について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競技基準（第7条） ② 施設基準（第8条） ③ 人事体制・組織運営基準（第9条） ④ 法務基準（第10条） ⑤ 財務基準（第11条） 	
第3条〔申請〕 <p>(1) J 3ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J 3ライセンスの申請者（以下「J 3ライセンス申請クラブ」という）となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J 1クラブ ② J 2クラブ ③ J 3クラブ ④ 日本フットボールリーグ（J F L）に所属しているクラ 	第3条〔申請〕 <p>(1) J 3ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J 3ライセンスの申請者（以下「J 3ライセンス申請クラブ」という）となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J 1クラブ ② J 2クラブ ③ J 3クラブ ④ 日本フットボールリーグ（J F L）に所属しているクラ 	

<p>ズ。</p> <p>(2) J3ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則としてJ3ライセンスの対象となるシーズン（以下「対象シーズン」という）の前年6月30日までにJ3ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブがその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにクラブライセンスマネージャーに締切延長を申請することができる。クラブライセンスマネージャーはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出ない範囲で締切延長を決定することができる。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、J1・J2クラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までにJ1またはJ2のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについてもF1B（クラブライセンス交付第一審機関）、A B（クラブライセンス交付上訴機関）から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、Jリーグクラブライセンス事務局から、追加でJ3ライセンスに</p>	<p>ズ。</p> <p>(2) J3ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則としてJ3ライセンスの対象となるシーズン（以下「対象シーズン」という）の年の2月28日までにJ3ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブがその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにクラブライセンスマネージャーに締切延長を申請することができる。クラブライセンスマネージャーはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響の出ない範囲で締切延長を決定することができる。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、J1・J2クラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までにJ1またはJ2のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについてもF1B（クラブライセンス交付第一審機関）、A B（クラブライセンス交付上訴機関）から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、Jリーグクラブライセンス事務局から、追加でJ3ライセンスに</p>	<p>シーズン移行に伴う審査スケジュール変更</p>
--	---	----------------------------

に関する申請書類の提出を求められる場合がある。	に関する申請書類の提出を求められる場合がある。	
<p>第4条〔審査〕</p> <p>(1) 前条第2項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じてJ3ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。</p> <p>(2) クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に定める合否を審議し、決定するものとする。</p> <p>(3) 前項の決定は、対象シーズンの前年の11月末までに行われるものとする。</p>	<p>第4条〔審査〕</p> <p>(1) 前条第2項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じてJ3ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。</p> <p>(2) クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に定める合否を審議し、決定するものとする。</p> <p>(3) 前項の決定は、対象シーズンの年の5月末までに行われるものとする。</p>	シーズン移行に伴う審査スケジュール変更
<p>第5条〔審査方法〕</p> <p>(1) 審査は第7条から第11条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。審査に合格したJ3ライセンス申請クラブには、対象シーズンのJ3ライセンスが交付される。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第7条から第11条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのJ3リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J3ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会が制裁を科すものとし、制裁の種類はJリーグ規約第142条第1項各号を準用するものとする。ただし、財務基準F.01第3項および財務基準F.06第3</p>	<p>第5条〔審査方法〕</p> <p>(1) 審査は第7条から第11条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。審査に合格したJ3ライセンス申請クラブには、対象シーズンのJ3ライセンスが交付される。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第7条から第11条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンのJ3リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J3ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会が制裁を科すものとし、制裁の種類はJリーグ規約第142条第1項各号を準用するものとする。ただし、財務基準F.01第3項および財務基準F.06第3</p>	

項目に定める基準が未充足であったJ3ライセンス申請クラブに対する制裁は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大10点）とする。 (3) 審査の過程で、または審査の結果を踏まえて、Jリーグは、第7条から第11条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。	項目に定める基準が未充足であったJ3ライセンス申請クラブに対する制裁は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大10点）とする。 (3) 審査の過程で、または審査の結果を踏まえて、Jリーグは、第7条から第11条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。	
第6条〔有効期間〕 J3ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。	第6条〔有効期間〕 J3ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。	
第7条〔競技基準〕 競技基準を以下の各項目のとおり定める。	第7条〔競技基準〕 競技基準を以下の各項目のとおり定める。	
S.01 アカデミーチーム (1) J3ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームを保有するか、J3ライセンス申請クラブと関連する法人内に置かなければならぬ。ただし、第1号および第2号に定めるチームについては、いずれか1つ以上とし、第3号および第4号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 ① U-18チーム ② U-15チーム ③ U-12チーム	S.01 アカデミーチーム (1) J3ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームを保有するか、J3ライセンス申請クラブと関連する法人内に置かなければならぬ。ただし、第1号および第2号に定めるチームについては、いずれか1つ以上とし、第3号および第4号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。 ① U-18チーム ② U-15チーム ③ U-12チーム	

<p>④ U-10チーム</p> <p>(2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チームおよびU-15チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行っていなければならず、U-12チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>	<p>④ U-10チーム</p> <p>(2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チームおよびU-15チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行っていなければならず、U-12チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>	
<p>S.02 アカデミープログラム</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、下記のアカデミープログラムについて書面の承認を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クラブのフットボールフィロソフィーに沿うアカデミービジョンとストラテジー ② J3ライセンス申請クラブのアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報(資格、指導歴等) ④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報 	<p>S.02 アカデミープログラム</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、下記のアカデミープログラムについて書面の承認を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クラブのフットボールフィロソフィーに沿うアカデミービジョンとストラテジー ② J3ライセンス申請クラブのアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報(資格、指導歴等) ④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報 	
<p>S.03 選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>	<p>S.03 選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出しなければならない。</p>	
<p>S.04 教育プログラム</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサ</p>	<p>S.04 教育プログラム</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、JFA審判委員会が説明する、レフェリングおよびサ</p>	

サッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチおよび強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提出しなければならない。	サッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチおよび強化責任者を出席させ、出席者の一覧をJリーグが指定した期日までに提出しなければならない。	
第8条〔施設基準〕 (1) 施設基準は、「Jリーグスタジアム基準」に定められた内容を充足していなければならない。 (2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。	第8条〔施設基準〕 (1) 施設基準は、「Jリーグスタジアム基準」に定められた内容を充足していなければならない。 (2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。	
I. 01 公認スタジアム（ホームスタジアム） (1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。 ① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること ② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者(複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者)との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面(Jリーグ指定書式)にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数	I. 01 公認スタジアム（ホームスタジアム） (1) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。 ① J3ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること ② J3ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者(複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者)との間で、Jリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面(Jリーグ指定書式)にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、 J3リーグ戦 のホームゲーム数の80%以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するス	ルヴァンカップのレギュレーション変更に伴い明確化

<p>ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする</p> <p>(2) 前項のスタジアムは、第8条第1項に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、「Jリーグスタジアム基準」に明示した項目のみ、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① ライセンス申請者が、ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、施設基準I.01の例外適用が理事会で承認された場合は、施設基準I.01を満たしているものとする</p> <p>イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに工事完了・供用開始し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合</p> <p>ロ. Jリーグ規約第34条第1項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合</p> <p>②前号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、ライセンス申請者は、当該入会決定後3年以内に到来する最終のライセンス申請時までに、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。また、入会決定後5年以内に到来する最終のライセンス申請時までに工事完了し、供用開始が行われなければな</p>	<p>タジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする</p> <p>(2) 前項のスタジアムは、第8条第1項に定める要件を満たしていなければならない。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、「Jリーグスタジアム基準」に明示した項目のみ、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① ライセンス申請者が、ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、施設基準I.01の例外適用が理事会で承認された場合は、施設基準I.01を満たしているものとする</p> <p>イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに工事完了・供用開始し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合</p> <p>ロ. Jリーグ規約第34条第1項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合</p> <p>②前号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、ライセンス申請者は、当該入会決定後3年以内に到来する最終のライセンス申請時までに、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。また、入会決定後5年以内に到来する最終のライセンス申請時までに工事完了し、供用開始が行われなければな</p>	
---	--	--

<p>らない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のライセンス申請時に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生しやむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>③第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会した後に、J1またはJ2ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない</p> <p>④ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会した後に、第2号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準I.01の例外適用は効力を失う。ただし、翌年以降のライセンス申請において整備計画の提出等が行われた場合は、理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>⑤ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、以後のJ3ライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない</p> <p>(4) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p> <p>(5) 第1項のホームスタジアムが、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、対象シーズンのJリーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければな</p>	<p>らない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のライセンス申請時に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生しやむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>③第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会した後に、J1またはJ2ライセンスを申請する場合においても、前号の期限は変更されない</p> <p>④ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会した後に、第2号に定められた期限を遵守できなかった場合、基準I.01の例外適用は効力を失う。ただし、翌年以降のライセンス申請において整備計画の提出等が行われた場合は、理事会にて例外規定の適用の有無を決定する</p> <p>⑤ 第1号口の例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、以後のJ3ライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない</p> <p>(4) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p> <p>(5) 第1項のホームスタジアムが、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、対象シーズンのJリーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければな</p>	
---	---	--

らない。	らない。	
<p>I. 02 スタジアムー安全性の認可</p> <p>スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならぬ。</p> <p>(1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならぬ。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブは、スタジアム所有者、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を確認し、定めなければならない。</p> <p>① スタジアム構造の安全性および建物の適切性</p> <p>② 管轄権を有する当局の安全／警備規則に関する遵守宣言</p> <p>③ スタジアム全体の入場可能数の承認（個席、立見席、および合計人数）</p> <p>④ 適用される国内法令に従って緊急時にスタジアム内のすべての人を確実に避難させる認可された避難計画（当局等による承認を得たもの）</p> <p>⑤ 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること</p> <p>⑥ チケット発行・販売システム、観客のスクリーニング（ゲート等でのセキュリティチェック）、隔離計画、群衆分散計画、医療サービス、A E D設置図、地震、落雷、火事、停電またはその他の緊急事態が活性した場合</p>	<p>I. 02 スタジアムー安全性の認可</p> <p>スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならぬ。</p> <p>(1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならぬ。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブは、スタジアム所有者、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を確認し、定めなければならない。</p> <p>⑦ スタジアム構造の安全性および建物の適切性</p> <p>⑧ 管轄権を有する当局の安全／警備規則に関する遵守宣言</p> <p>⑨ スタジアム全体の入場可能数の承認（個席、立見席、および合計人数）</p> <p>⑩ 適用される国内法令に従って緊急時にスタジアム内のすべての人を確実に避難させる認可された避難計画（当局等による承認を得たもの）</p> <p>⑪ 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること</p> <p>⑫ チケット発行・販売システム、観客のスクリーニング（ゲート等でのセキュリティチェック）、隔離計画、群衆分散計画、医療サービス、A E D設置図、地震、落雷、火事、停電またはその他の緊急事態が活性した場合</p>	誤植修正

<p>の対策など、試合の運営体制にかかわる全ての局面を網羅した、安全および警備戦略を確保するための組織的措置を定めた、試合警備計画書（届け出済みのもの）</p> <p>(3) スタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>	<p>の対策など、試合の運営体制にかかわる全ての局面を網羅した、安全および警備戦略を確保するための組織的措置を定めた、試合警備計画書（届け出済みのもの）</p> <p>(3) スタジアムの所有者との合意を示す「ホームスタジアム確認書」は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>	
<p>I. 03 スタジアム：避難計画</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる避難計画を、地元警察、消防の協力のもとに定め、届け出し、警備計画書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること。避難場所と掲示内容は、警備計画書に記載しなければならない。</p> <p>(3) そのスタジアム固有の危険分析が避難計画に織り込まれていること</p> <p>(4) 警備員、係員、クラブとスタジアム職員が、避難計画の概要を把握していること。</p>	<p>I. 03 スタジアム：避難計画</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる避難計画を、地元警察、消防の協力のもとに定め、届け出し、警備計画書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 可能な避難ルートを示す色分けされた避難経路図（平面図）が、スタジアムの目立つ場所に掲示されていること。避難場所と掲示内容は、警備計画書に記載しなければならない。</p> <p>(3) そのスタジアム固有の危険分析が避難計画に織り込まれていること</p> <p>(4) 警備員、係員、クラブとスタジアム職員が、避難計画の概要を把握していること。</p>	
<p>I. 04 トレーニング施設</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ</p>	<p>I. 04 トレーニング施設</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ</p>	

3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。	3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。	
I. 05 アカデミーのトレーニング施設 J 3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ 3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。	I. 05 アカデミーのトレーニング施設 J 3ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ 3ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。	
I. 06 スタジアム：基本原則 (1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則（試合運営管理規定）を定め、警備計画書に記すとともに、観客が読むことができるよう表示されなければならない。 ① 入場する権利に関する事項 ② 試合の中止または延期に関する事項 ③ フィールドに侵入すること、物を投げること、下品な言葉や暴言を吐くこと、人種差別的な行為等の禁止事項および罰則の説明 ④ 喫煙、ビン缶類の持ち込み、花火、横断幕、応援旗等の制限 ⑤ 座席に関するルール ⑥ スタジアムから退場処分となる行為	I. 06 スタジアム：基本原則 (1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則（試合運営管理規定）を定め、警備計画書に記すとともに、観客が読むことができるよう表示されなければならない。 ① 入場する権利に関する事項 ② 試合の中止または延期に関する事項 ③ フィールドに侵入すること、物を投げること、下品な言葉や暴言を吐くこと、人種差別的な行為等の禁止事項および罰則の説明 ④ 喫煙、ビン缶類の持ち込み、花火、横断幕、応援旗等の制限 ⑤ 座席に関するルール ⑥ スタジアムから退場処分となる行為	
I. 07 スタジアム：身体障がいのある観客	I. 07 スタジアム：身体障がいのある観客	

<p>J 3 ライセンス申請クラブは、ホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① 観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設置すること</p> <p>② 車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えること</p>	<p>J 3 ライセンス申請クラブは、ホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① 観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設置すること</p> <p>② 車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えること</p>	
<p>I. 08 スタジアム：衛生施設</p> <p>(1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。</p> <p>(2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。</p> <p>(3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5室、男性用小便器8基を備えなければならない。</p> <p>(4) 前項が未充足だった場合、ライセンス申請者は理事会により制裁が科される可能性がある。制裁の種類は、J 1・J 2 クラブライセンス交付規則第8条第1項各号を準用するものとする。</p>	<p>I. 08 スタジアム：衛生施設</p> <p>(1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。</p> <p>(2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。</p> <p>(3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5室、男性用小便器8基を備えなければならない。</p> <p>(4) 前項が未充足だった場合、ライセンス申請者は理事会により制裁が科される可能性がある。制裁の種類は、J 1・J 2 クラブライセンス交付規則第8条第1項各号を準用するものとする。</p>	
<p>I. 09 スタジアム：屋根</p> <p>(1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。</p> <p>(2) 前項が未充足だった場合、ライセンス申請者は理事会に</p>	<p>I. 09 スタジアム：屋根</p> <p>(1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。</p> <p>(2) 前項が未充足だった場合、ライセンス申請者は理事会に</p>	

より制裁が科される可能性がある。制裁の種類は、J 1・J 2クラブライセンス交付規則第8条第1項各号を準用するものとする。	より制裁が科される可能性がある。制裁の種類は、J 1・J 2クラブライセンス交付規則第8条第1項各号を準用するものとする。	
第9条〔人事体制・組織運営基準〕 人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。	第9条〔人事体制・組織運営基準〕 人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。	
P.01 クラブ事務局 (1) J 3ライセンス申請クラブは、事務局運営に十分な広さの、必要な設備を備えた事務所スペースを有していること。 (2) J 3ライセンス申請クラブは、日常業務を担当する十分な人数の熟練した事務局スタッフを任命すること。 (3) J 3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンサーに届け出なければならない。 ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、公式ホームページのURL、Eメールアドレス	P.01 クラブ事務局 (1) J 3ライセンス申請クラブは、事務局運営に十分な広さの、必要な設備を備えた事務所スペースを有していること。 (2) J 3ライセンス申請クラブは、日常業務を担当する十分な人数の熟練した事務局スタッフを任命すること。 (3) J 3ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンサーに届け出なければならない。 ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、公式ホームページのURL、Eメールアドレス	
P.02 代表取締役または代表理事 J 3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任され、日常業務にも責任を持つ、代表取締役または代表理事がいなければならない。	P.02 代表取締役または代表理事 J 3ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任され、日常業務にも責任を持つ、代表取締役または代表理事がいなければならない。	
P.03 ファイナンスオフィサー (1) J 3ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取	P.03 ファイナンスオフィサー (1) J 3ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取	

<p>締役または理事を置き、かつ、経理・財務業務について責任を有する常勤のファイナンスオフィサーとして、課長職以上、もしくは経理・財務分野において1年以上の実務経験を有する者で、以下のいずれかに該当するものを置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者</p> <p>② 以下のいずれかの資格を有する者</p> <p>イ. 公認会計士</p> <p>ロ. 税理士</p> <p>ハ. 中小企業診断士</p> <p>二. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者</p> <p>(2) 前項にいうファイナンスオフィサーは、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	<p>締役または理事を置き、かつ、経理・財務業務について責任を有する常勤のファイナンスオフィサーとして、課長職以上、もしくは経理・財務分野において1年以上の実務経験を有する者で、以下のいずれかに該当するものを置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>① 商学部・経済学部・経営学部等、会計・財務関連分野である大学の学部を卒業した者</p> <p>② 以下のいずれかの資格を有する者</p> <p>イ. 公認会計士</p> <p>ロ. 税理士</p> <p>ハ. 中小企業診断士</p> <p>二. 簿記検定（日商簿記検定初級以上）等、会計・財務関連分野での資格を保有する者</p> <p>(2) 前項にいうファイナンスオフィサーは、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	
<p>P.04 ヒューマンオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育に関する事項について責任を有する常勤のヒューマンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望</p>	<p>P.04 ヒューマンオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育に関する事項について責任を有する常勤のヒューマンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望</p>	

<p>するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定する人事及び労務管理に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ヒューマンオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうヒューマンオフィサーは、代表取締役または代表理事、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	<p>するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定する人事及び労務管理に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ヒューマンオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうヒューマンオフィサーは、代表取締役または代表理事、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	
<p>P.05 オペレーションオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤のオペレーションオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定する試合運営に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、オペレーションオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうオペレーションオフィサーは、セキュリティオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	<p>P.05 オペレーションオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤のオペレーションオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定する試合運営に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、オペレーションオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうオペレーションオフィサーは、セキュリティオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	
<p>P.06 セキュリティオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する</p>	<p>P.06 セキュリティオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する</p>	

<p>事項について責任を有する常勤のセキュリティオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有する者</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者</p> <p>③ Jリーグが特定する安全と保安に関する課程に参加し、かつ、最低1年の実務経験を有し、セキュリティオフィサーとして登録がある者</p> <p>(2) 前項にいうセキュリティオフィサーは、オペレーションオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	<p>事項について責任を有する常勤のセキュリティオフィサーとして、以下のいずれかに該当する者を置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有する者</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者</p> <p>③ Jリーグが特定する安全と保安に関する課程に参加し、かつ、最低1年の実務経験を有し、セキュリティオフィサーとして登録がある者</p> <p>(2) 前項にいうセキュリティオフィサーは、オペレーションオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	
<p>P.07 メディアオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤のメディアオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、メディアオフィサー</p>	<p>P.07 メディアオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤のメディアオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定するメディア関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、メディアオフィサー</p>	

として登録があること (2) 前項にいうメディアオフィサーは、事業オフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	として登録があること (2) 前項にいうメディアオフィサーは、事業オフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	
P. 08 事業オフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティング（toB事業領域）に関する事項について責任を有する常勤の事業オフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、事業オフィサーとして登録があること (2) 前項にいう事業オフィサーは、メディアオフィサー、マーケティングオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	P. 08 事業オフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティング（toB事業領域）に関する事項について責任を有する常勤の事業オフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、事業オフィサーとして登録があること (2) 前項にいう事業オフィサーは、メディアオフィサー、マーケティングオフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	
I. 09 マーケティングオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティング（toC事業領域）に関する事項について責任を有する常勤のマーケティングオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開	I. 09 マーケティングオフィサー (1) J3ライセンス申請クラブは、マーケティング（toC事業領域）に関する事項について責任を有する常勤のマーケティングオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開	

<p>幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、マーケティングオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうマーケティングオフィサーは、メディアオフィサー、事業オフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	<p>幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定するマーケティング関連業務に関する課程を修了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、マーケティングオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうマーケティングオフィサーは、メディアオフィサー、事業オフィサー、ホームタウンオフィサーおよびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。</p>	
<p>I. 10 ホームタウンオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン活動に関する事項について責任を有する常勤のホームタウンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定するホームタウン活動関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ホームタウンオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうホームタウンオフィサーは、基準P.2から基準P.11の各役職と兼務することができる。</p>	<p>I. 10 ホームタウンオフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームタウン活動に関する事項について責任を有する常勤のホームタウンオフィサーとして、以下の要件を満たす者を置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>Jリーグが特定するホームタウン活動関連業務に関する課程を終了し、かつ、最低1年の実務経験を有し、ホームタウンオフィサーとして登録があること</p> <p>(2) 前項にいうホームタウンオフィサーは、基準P.2から基準P.11の各役職と兼務することができる。</p>	
<p>P. 11 コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを置かなければならない。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役</p>	<p>P. 11 コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを置かなければならない。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役</p>	

<p>または理事でなくてはならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー（反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびJリーグとしての社会的責任の履行）の浸透に向けた研修の統括</p> <p>② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案（いわゆる有事）が発生した時の対応</p> <p>③ クラブに関わる者（ファン・サポーター等）のソーシャル・フェアプレーの啓発</p> <p>④ 財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令を遵守するための内部統制の整備と運用状況の確認</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、基準P.02からP.10の各役職と兼務することができる。</p>	<p>または理事でなくてはならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー（反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびJリーグとしての社会的責任の履行）の浸透に向けた研修の統括</p> <p>② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案（いわゆる有事）が発生した時の対応</p> <p>③ クラブに関わる者（ファン・サポーター等）のソーシャル・フェアプレーの啓発</p> <p>④ 財務報告の信頼性を確保し、事業活動に関わる法令を遵守するための内部統制の整備と運用状況の確認</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、基準 P.02から P.10 の各役職と兼務することができる。</p>	
<p>P.12 医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。なお、Jリーグ規約第52条第3項の定めにより、すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。</p>	<p>P.12 医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。なお、Jリーグ規約第52条第3項の定めにより、すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。</p>	

(2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。 P. 13 メディカルスタッフ (1) J 3 ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。 ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー	(2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。 P. 13 メディカルスタッフ (1) J 3 ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。 (2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。 ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー	
P. 14 トップチーム監督 J 3 ライセンス申請クラブは、「有効な JFA S 級コーチライセンス」または海外指導者ライセンス保有者で、JFA 技術委員会に置いて JFA S 級ライセンス相当と認定された者をトップチームの監督に置かなければならぬ。ただし、	P. 14 トップチーム監督 J 3 ライセンス申請クラブは、「有効な JFA A ジェネラルライセンス」または JFA 技術委員会に置いて JFA A ジェネラル以上のライセンス相当と認定された者をトップチームの監督に置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ	J 3 に関する指導者ライセンス改革に基づく変更

新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	
<p>P. 15 トップチームのコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは、「有効なJFA B級コーチライセンス」を有する者であることが望ましい。</p>	<p>P. 15 トップチームのコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは、「有効なJFA Bライセンス」を有する者であることが望ましい。</p>	名称変更
<p>P. 16 育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングは基準P. 17に定めるアカデミーチーム監督または同P. 18に定めるアカデミーチームコーチと兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよび「有効なJFA B級コーチライセンス」を有する者であることが望ましい。</p>	<p>P. 16 育成部門の責任者（アカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチング）</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングを1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングは基準P. 17に定めるアカデミーチーム監督または同P. 18に定めるアカデミーチームコーチと兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよび「有効なJFA Bライセンス」を有する者であることが望ましい。</p>	名称変更
P. 17 アカデミーチーム監督	P. 17 アカデミーチーム監督	

<p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、「有効なJFA B級コーチライセンス」を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう監督は専任で置くことが望ましいが、基準P.16に定めるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングと兼務することが可能である。</p>	<p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、「有効なJFA Bライセンス」を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう監督は専任で置くことが望ましいが、基準P.16に定めるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングと兼務することが可能である。</p>	名称変更
<p>P.18 アカデミーチームコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、「有効なJFA C級コーチライセンス」を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは専任で置くことが望ましいが、基準P.16に定めるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングと兼務することが可能である。</p>	<p>P.18 アカデミーチームコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、「有効なJFA Cライセンス」を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは専任で置くことが望ましいが、基準P.16に定めるアカデミーダイレクターまたはヘッドオブコーチングと兼務することが可能である。</p>	名称変更
<p>P.19 安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならぬ。ただ</p>	<p>P.19 安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならぬ。ただ</p>	

<p>し、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。</p> <p>(2) Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>	<p>し、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。</p> <p>(2) Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。</p>	
<p>P. 20 権利と義務</p> <p>本条に記された人員の職務にあたり、J3ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをJリーグに提出しなければならない。</p>	<p>P. 20 権利と義務</p> <p>本条に記された人員の職務にあたり、J3ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しをJリーグに提出しなければならない。</p>	
<p>P. 21 ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>J3ライセンス申請書類をJリーグに提出後、本条に定義されている機能（職務）に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>	<p>P. 21 ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>J3ライセンス申請書類をJリーグに提出後、本条に定義されている機能（職務）に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>	
<p>P. 22 ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 本条に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はJ3ライセンス交付シーズンの末日までとする。</p>	<p>P. 22 ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 本条に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はJ3ライセンス交付シーズンの末日までとする。</p>	

<p>(2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員を直ちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>	<p>(2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員を直ちに補充しなければならない。</p> <p>(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>	
<p>第10条〔法務基準〕 法務基準を以下のとおり定める。</p>	<p>第10条〔法務基準〕 法務基準を以下のとおり定める。</p>	
<p>L.01 Jリーグ正会員としての宣言書</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の法的に有効な宣言書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <p>① FIA、AFCおよびJFA、ならびに国内リーグの、規約、規程、規則、決定並びにAFC規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在のスポーツ仲裁裁判所（CAS）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること</p> <p>② 国際的な次元の紛争、とりわけFIAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること</p> <p>③ FIAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提</p>	<p>L.01 Jリーグ正会員としての宣言書</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の法的に有効な宣言書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <p>① FIA、AFCおよびJFA、ならびに国内リーグの、規約、規程、規則、決定並びにAFC規約の関連条項に定めるスイスのローザンヌ所在のスポーツ仲裁裁判所（CAS）の管轄が法的拘束力のあるものであることを認めること</p> <p>② 国際的な次元の紛争、とりわけFIAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること</p> <p>③ FIAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提</p>	

訴の禁止を認めること	訴の禁止を認めること	
④ JFAに公認されている競技会で競技すること	④ JFAに公認されている競技会で競技すること	
⑤ 出場が認められた場合には、 AFCに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない）	⑤ 出場が認められた場合には、 AFCに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない）	
⑥ リーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること	⑥ リーグ規約および関連または付随する諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること	
⑦ その報告対象範囲が、規則番号F.01の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと	⑦ その報告対象範囲が、規則番号F.01の規定に従って明確化されていること、また、報告対象範囲に含まれる事業体による本宣言の不遵守から生じる結果について責任を負うこと	
⑧ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること	⑧ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること	
⑨ JリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること	⑨ JリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること	
⑩ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する権限があることを認めること	⑩ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する権限があることを認めること	
⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること	⑪ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること	
L.02クラブの登記情報	L.02クラブの登記情報	

<p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① J 3 ライセンス申請クラブの定款原本の写し</p> <p>② J 3 ライセンス申請クラブの履歴事項全部証明書の写し (Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること)</p> <p>(2) ライセンス申請者が株式会社である場合には取締役会設置会社でなければならない。</p>	<p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① J 3 ライセンス申請クラブの定款原本の写し</p> <p>② J 3 ライセンス申請クラブの履歴事項全部証明書の写し (Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること)</p> <p>(2) ライセンス申請者が株式会社である場合には取締役会設置会社でなければならない。</p>	
<p>L. 03他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の法的に有効な文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したもの、または電磁的方法による署名等を行ったものとする。</p>	<p>L. 03他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の法的に有効な文書（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したもの、または電磁的方法による署名等を行ったものとする。</p>	
<p>L. 04グループの法的構造および最終的支配当事者</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する情報を、Jリーグに提出しなければならない。この情報は、図の形式で表示し、経営陣による適切な承認を受けていること。法定の決算日から、図を提出するまでの間にグループの法的構造</p>	<p>L. 04グループの法的構造および最終的支配当事者</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、申請書提出期限の直前の法定の決算日におけるグループの法的構造に関する情報を、Jリーグに提出しなければならない。この情報は、図の形式で表示し、経営陣による適切な承認を受けていること。法定の決算日から、図を提出するまでの間にグループの法的構造</p>	

<p>に変更があった場合には、Jリーグに知らせること。</p> <p>(2) この文書には、以下に関する情報が明記され、これらの情報が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J3ライセンス申請クラブ、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ② J3ライセンス申請クラブの子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ③ J3ライセンス申請クラブの関連する会社等、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ④ J3ライセンス申請クラブの最終的な支配当事者、およびそれに至るまでの直接的または間接的な支配事業体 ⑤ J3ライセンス申請クラブの直接的もしくは間接的な所有持分の10%以上、または議決権の10%以上を保有する当事者 ⑥ J3ライセンス申請クラブに対して重大な影響力を及ぼす当事者 ⑦ その他、その態様如何を問わず、①から⑥に定める当事者またはそれらの主要な経営陣が所有持分もしくは議決権を有し、またはその財務および運営方針のガバナンスに対して関与または影響を及ぼしているフットボールクラブ ⑧ この文書には、規則番号F.01に定める報告対象範囲も明記しなければならない <p>(3) Jリーグは、適切と判断される場合には、J3ライセンス申請クラブに対して上記以外の追加情報の提出を求めるこ</p>	<p>に変更があった場合には、Jリーグに知らせること。</p> <p>(2) この文書には、以下に関する情報が明記され、これらの情報が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J3ライセンス申請クラブ、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ② J3ライセンス申請クラブの子会社、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ③ J3ライセンス申請クラブの関連する会社等、および異なる場合にはAFC加盟協会の登録メンバー ④ J3ライセンス申請クラブの最終的な支配当事者、およびそれに至るまでの直接的または間接的な支配事業体 ⑤ J3ライセンス申請クラブの直接的もしくは間接的な所有持分の10%以上、または議決権の10%以上を保有する当事者 ⑥ J3ライセンス申請クラブに対して重大な影響力を及ぼす当事者 ⑦ その他、その態様如何を問わず、①から⑥に定める当事者またはそれらの主要な経営陣が所有持分もしくは議決権を有し、またはその財務および運営方針のガバナンスに対して関与または影響を及ぼしているフットボールクラブ ⑧ この文書には、規則番号F.01に定める報告対象範囲も明記しなければならない <p>(3) Jリーグは、適切と判断される場合には、J3ライセンス申請クラブに対して上記以外の追加情報の提出を求めるこ</p>	
--	--	--

<p>とができる（例えば、最終的支配事業体、直接の支配事業体の子会社および関連会社に関する情報等）。</p> <p>(4) グループの法的構造に含まれるすべての事業体に関して、以下の情報を提出していること。 法人の名称</p> <p>① 法人の種類</p> <p>② 法人の主な事業</p> <p>③ 所有持分の割合（これと異なる場合には、保有する議決権の割合）</p> <p>(5) J 3 ライセンス申請クラブの子会社の場合には、次の情報も併せて提出しな</p>	<p>とができる（例えば、最終的支配事業体、直接の支配事業体の子会社および関連会社に関する情報等）。</p> <p>(4) グループの法的構造に含まれるすべての事業体に関して、以下の情報を提出していること。 法人の名称</p> <p>① 法人の種類</p> <p>② 法人の主な事業</p> <p>③ 所有持分の割合（これと異なる場合には、保有する議決権の割合）</p> <p>(5) J 3 ライセンス申請クラブの子会社の場合には、次の情報も併せて提出しな</p>	
<p>L. 05選手との書面による契約</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。</p>	<p>L. 05選手との書面による契約</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。</p>	
<p>L. 06就業に関する規則の整備</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>	<p>L. 06就業に関する規則の整備</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>	
<p>第11条〔財務基準〕</p> <p>財務基準を以下のとおり定める。</p>	<p>第11条〔財務基準〕</p> <p>財務基準を以下のとおり定める。</p>	

<p>F. 01年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、J 3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、J 3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとJリーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。</p> <p>(3) J 3 ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F. 01は満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合。なお、本項目は、2027年のライセンス申請において2024年度決算を1期目として適用を開始する</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必</p>	<p>F. 01年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J 3 ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、J 3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、J 3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとJリーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。</p> <p>(3) J 3 ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F. 01は満たさないものとする。</p> <p>① 3期連続で当期純損失を計上した場合。 （ただし、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在の純資産残高がライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度の当期純損失の額の絶対値を上回っている場合は本項目に該当しないものとみなす）。なお、本項目は、2030年のライセンス申請において2027年度決算を1期目として適用を開始するものとする。</p>	<p>2026-27 年度は特例措置、2028 年度は猶予期間、2029 年度より元の制度に戻す</p>
--	---	--

要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、第1号または第2号に示す事態となった場	<p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合。なお、本項目は、2025年のライセンス申請において2024年度決算には適用しない。また、2029年のライセンス申請から適用するものとし、2026年から2028年のライセンス申請においては適用しない。さらに、2029年のライセンス申請においては、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日において債務超過であったとしても、さらにその前年度末日において既に債務超過であって、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日において債務超過額がその前年度の債務超過額と同額かまたは当該債務超過額より減少しているときは、本項目に該当しないものとみなす。</p> <p>③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、第1号または第2号に示す事態となった場</p>	
<p>F. 03選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンスが対象シーズンの前年の6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの前年の8月31日までに完全に和</p>	<p>F. 03選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の不存在</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンスが対象シーズンの年の2月28日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの年の4月30日までに完全に和</p>	シーズン移行に伴う審査スケジュール変更

<p>解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>	<p>解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>	
<p>F. 04従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存在</p> <p>(1) J 3ライセンス申請クラブは、J 3ライセンスの対象となるシーズンの前年の6月30日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従つたすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP. 02から人事体制・組織運営基準P. 19までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、J 3ライセンスの対象となるシーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p> <p>(2) 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結および勤怠の管理、に関し不足があつてはならない。（ただし、2か月以内に改善が行われた場合にはこの限りではない。）</p>	<p>F. 04従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の不存在</p> <p>(1) J 3ライセンス申請クラブは、J 3ライセンスの対象となるシーズンの年の2月28日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従つたすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準のP. 02から人事体制・組織運営基準P. 19までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。ただし、J 3ライセンスの対象となるシーズンの年の4月30日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p> <p>(2) 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結および勤怠の管理、に関し不足があつてはならない。（ただし、2か月以内に改善が行われた場合にはこの限りではない。）</p>	<p>シーズン移行に伴う審査スケジュール変更</p>

<p>F. 05 ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) J 3 ライセンス交付の決定が下される期間（当該期間はJリーグから通知をする）の開始前7日以内に、J 3 ライセンス申請クラブはJリーグに対し、下記の事項に関して表明書を提出しなければならない。Jリーグに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること</p> <p>すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無</p> <p>以前に提出された監査済み年次財務諸表の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブ、またはJ 3 ライセンス申請クラブの報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12ヶ月以内に受けている、または受けようとしているかどうか</p> <p>(2) 前項にかかわらず、J 3 ライセンス申請クラブの財務状況に（悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J 3 ライセンス申請クラブは当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。</p>	<p>F. 05 ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) J 3 ライセンス交付の決定が下される期間（当該期間はJリーグから通知をする）の開始前7日以内に、J 3 ライセンス申請クラブはJリーグに対し、下記の事項に関して表明書を提出しなければならない。Jリーグに対して提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること</p> <p>すべてのライセンス交付基準に関する、重大な変更の発生の有無</p> <p>以前に提出された監査済み年次財務諸表の貸借対照表の基準日以降、ライセンス申請者の財務状態に悪影響を及ぼし得るような主要な経済的重要性のある事象または状況が生じたか否か</p> <p>J 3 ライセンス申請クラブ、またはJ 3 ライセンス申請クラブの報告対象範囲に含まれる親会社が、法令に基づく債権者からの保護をライセンス交付シーズン前12ヶ月以内に受けている、または受けようとしているかどうか</p> <p>(2) 前項にかかわらず、J 3 ライセンス申請クラブの財務状況に（悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J 3 ライセンス申請クラブは当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。</p>	
<p>F. 06 予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンスの審査の</p>	<p>F. 06 予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) J 3 ライセンス申請クラブは、J 3 ライセンスの審査の</p>	

<p>申請日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。ただし、提出期日以降にJリーグ百年構想クラブに認定されたクラブについては、当該資料の提出期日をJリーグが別途指定するものとする。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、対象シーズンを含む決算期におけるJ3ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.06は満たさないものとする。</p> <p>① 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</p> <p>② 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準F.01を充足する内容でないと判断される場合</p>	<p>申請日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) J3ライセンス申請クラブは、Jリーグが指定する期日までに、対象シーズンを含む決算期におけるJ3ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、Jリーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p> <p>(3) J3ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準F.06は満たさないものとする。</p> <p>① 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</p> <p>② 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準F.01を充足する内容でないと判断される場合</p>	<p>制度廃止に伴う変更</p>
<p>F.07ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>J3ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、J3ライセンスの交付を</p>	<p>F.07ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>J3ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、J3ライセンスの交付を</p>	

受けたクラブはJリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。	受けたクラブはJリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響をJリーグに説明しなければならない。	
F. 08 財務状況の見通しの修正義務 J 3 ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはJリーグの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない。	F. 08 財務状況の見通しの修正義務 J 3 ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると認められる場合には、当該クラブはJリーグの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない。	
第12条〔本交付規則に定めのない事項〕 本交付規則に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。	第12条〔本交付規則に定めのない事項〕 本交付規則に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。	
第13条〔改 正〕 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第13条〔改 正〕 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	
〔改 正〕 2015年4月28日 2016年1月19日 2017年1月25日 2018年1月30日 2019年1月24日 2020年1月30日 2021年1月1日 2022年1月1日	〔改 正〕 2015年4月28日 2016年1月19日 2017年1月25日 2018年1月30日 2019年1月24日 2020年1月30日 2021年1月1日 2022年1月1日	

2023年1月1日	2023年1月1日	
2024年1月1日	2024年1月1日	
2025年1月1日	2025年1月1日	
	2025年10月1日	